

庁名

長崎地方裁判所管内の簡易裁判所

郵便切手及び予納金一覧(令和7年2月17日～)

カテゴリ	申立ての種類	郵便料								備 考
		郵便切手の場合						郵便切手 合計額	予納金 (お釣りのないように 御準備ください。)	
		500円	110円	100円	50円	20円	10円			
民事訴訟	通常訴訟	9	10		4	6	8	6000円	6000円 (※郵送費用を現金・ 電子納付する場合。郵便切手で納付する際は、不要。)	※左記の郵便切手合計額は、双方1名ずつの場合です。 当事者が1名増えるごとに、3500円分の郵便切手(内訳:500円4枚、110円11枚、50円3枚、20円5枚、10円4枚)を追加してください(但し申立側複数人に同じ代理人が付いている場合は1人と換算する。)。 ※予納金の場合、当事者が1名増えるごとに4000円を追加してください(但し申立側複数人に同じ代理人が付いている場合は1人と換算する。))。
	少額訴訟	9	10		4	6	8	6000円	6000円 (※郵送費用を現金・ 電子納付する場合。郵便切手で納付する際は、不要。)	※左記の郵便切手合計額は、双方1名ずつの場合です。 当事者が1名増えるごとに、3500円分の郵便切手(内訳:500円4枚、110円11枚、50円3枚、20円5枚、10円4枚)を追加してください(但し申立側複数人に同じ代理人が付いている場合は1人と換算する。)。 ※予納金の場合、当事者が1名増えるごとに4000円を追加してください(但し申立側複数人に同じ代理人が付いている場合は1人と換算する。))。
	控訴提起 (地裁宛の控訴状)	8		20	10	10	10	6800円	7000円 (※郵送費用を現金・ 電子納付する場合。郵便切手で納付する際は、不要。)	※左記の郵便切手合計額は、双方1名ずつの場合です。 当事者が1名増えるごとに、2700円分の郵便切手(内訳:500円4枚、100円6枚、10円10枚)を追加してください(但し申立側複数人に同じ代理人が付いている場合は1人と換算する。)。 ※予納金の場合、当事者が1名増えるごとに3000円を追加してください(但し申立側複数人に同じ代理人が付いている場合は1人と換算する。))。 ※予納金の場合、電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用も可能です。電子納付を希望する場合は、長崎地方裁判所から「保管金提出書」が送付されますので、その後に予納してください。
	控訴提起に伴う強制執行停止申立事件	4	4					2440円	3000円 (※郵送費用を現金・ 電子納付する場合。郵便切手で納付する際は、不要。)	※左記の郵便切手合計額は、双方1名ずつの場合です。 当事者が1名増えるごとに、1220円分の郵便切手(内訳:500円2枚、110円2枚)を追加してください(但し申立側複数人に同じ代理人が付いている場合は1人と換算する。))。 ※予納金の場合、当事者が1名増えるごとに2000円を追加してください(但し申立側複数人に同じ代理人が付いている場合は1人と換算する。))。
	抗告提起 (地裁宛の控訴状)	4		10	4	10	10	3500円	4000円 (※郵送費用を現金・ 電子納付する場合。郵便切手で納付する際は、不要。)	※左記の郵便切手合計額は、双方1名ずつの場合です。 当事者が1名増えるごとに、1500円分の郵便切手(内訳:500円2枚、100円4枚、10円10枚)を追加してください(但し申立側複数人に同じ代理人が付いている場合は1人と換算する。))。 ※予納金の場合、当事者が1名増えるごとに2000円を追加してください(但し申立側複数人に同じ代理人が付いている場合は1人と換算する。))。 ※予納金の場合、電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用も可能です。電子納付を希望する場合は、長崎地方裁判所から「保管金提出書」が送付されますので、その後に予納してください。

カテゴリ	申立ての種類	郵便料								備 考
		郵便切手の場合						郵便切手 合計額	予納金 (お釣りのないように 御準備ください。)	
		500円	110円	100円	50円	20円	10円			
民事調停	民事調停		5		1		1	620円	3000円 (※郵送費用を現金・ 電子納付する場合。郵 便切手で納付する際 は、不要。)	※左記の郵便切手合計額は、双方1名ずつの場合です。 当事者が1名増えるごとに、290円分の郵便切手(内訳:110円2枚、50円1枚、20円1枚)を追加してください(但し申立側複数人に同じ代理人が付いている場合は1人と換算する。)。 ※相手方に送付する申立書副本及び資料の重量が100gを超える場合は、さらに90円(内訳:50円1枚、20円2枚)×相手方数の郵便切手を追加してください。 ※予納金の場合、当事者が1名増えるごとに1000円を追加してください(但し申立側複数人に同じ代理人が付いている場合は1人と換算する。)
	特定調停		4					440円	1000円 (※郵送費用を現金・ 電子納付する場合。郵 便切手で納付する際 は、不要。)	※左記の郵便切手合計額は、相手方1社の場合です。 相手方が1名増えるごとに、440円分の郵便切手(内訳:110円4枚)を追加してください。 ※予納金の場合、当事者が9名以上の場合は直接お問い合わせください。
支払督促	支払督促	2	3					1330円	6000円 (※郵送費用を現金・ 電子納付する場合。郵 便切手で納付する際 は、不要。)	※左記の郵便切手合計額は、債務者が1名、重量50グラムまでの場合です。 (内訳) ○1220円×債務者数(正本送達費用) ○110円(発付通知費用) ※上記の郵便切手に加えて、はがき×債務者数(送達結果通知費用) ----- 【仮執行宣言】 ○正本送達費用 下記aまたはb ただし、重量50グラムまでの場合 a1220円×(債務者数+1)(正本送達費用) b1220円×債務者数+110円(受書の提出が必要) ○送達結果通知用 はがき×債務者数 ※予納金の場合、当事者が1名増えるごとに3000円を追加してください。
少額債権執行	少額債権執行	5	6		2		3	3320円		※左記の郵便切手合計額は、債務者・第三債務者が各1名の場合です。 (内訳) ○1290円×第三債務者数(第三債務者への送達費用) ○1220円×債務者数(債務者への送達費用) ○110円(債権者への送付費用) ○590円(500円×1枚、50円×1枚、20円×2枚)×第三債務者数(第三債務者から裁判所への陳述書返送費用、陳述催告がない場合は予納不要) ○110円×第三債務者数(第三債務者から債権者への陳述書返送費用、陳述催告がない場合は予納不要) ※第三債務者が1名増えるごとに、上記(内訳)に加えて1990円分(500円×3枚、110円×3枚、50円×2枚、20円×3枚)(陳述催告がない場合は1290円分(500円×2枚、110円×2枚、50円×1枚、20円×1枚))の郵便切手を予納してください。
	債権差押えの範囲変更	6	10		1		1	4170円		(内訳) 1290円×1組 1220円×2組 110円×4枚 ※上記1290円は100g定形郵便が基準となっているため、提出資料の重さにより、郵便切手を追加していただくことがあります。

カテゴリ	申立ての種類	郵便料							予納金 (お釣りのないように 御準備ください。)	備 考
		郵便切手の場合						郵便切手 合計額		
		500円	110円	100円	50円	20円	10円			
保全 (簡裁)	債権仮差押	7	5	5	2	4		4730円	※左記の郵便切手合計額は、債務者・第三債務者が各1名の場合です。 (内訳) ○1220円×債務者数(債務者用・目録の枚数による) ○1220円(債権者(代理人)用・目録の枚数による) ○1290円×第三債務者数(第三債務者への告知用) ○300円×第三債務者数(速達料) ○590円×第三債務者数(裁判所への陳述書返送用) ○110円×第三債務者数(債権者への陳述書返送用) ※債権者(代理人)に交付送達が可能の場合は債権者用の1220円及び陳述書返送用110円は不要です。 ※第三債務者が1名増えるごとに、上記(内訳)に加えて2290円分(500円×3枚、110円×3枚、100円×3枚、50円×2枚、20円×3枚)の郵便切手を予納してください。	
	仮差押え禁止債権の範囲変更	6	8	2	1	2		4170円	(内訳) 1290円×1組 1220円×2組 110円×4枚	
	不動産仮差押・仮処分 (処分禁止)	6	5	3	2	2		3990円	※左記の郵便切手合計額は、債務者1名、登記所1か所の場合です。 (内訳) ○1220円×債務者数(債務者用・目録の枚数による) ○1220円(債権者(代理人)用・目録の枚数による) ○590円×登記所数(登記嘱託送料) ○300円×登記所数(速達料) ○660円×登記所数(登記返送料) ※登記所が1か所増えるごとに、上記(内訳)に加えて登記嘱託に要する費用として1550円分(500円×2枚、110円×1枚、100円×3枚、50円×2枚、20円×2枚)の郵便切手を予納してください。 ※滞納処分による差押登記がある場合、上記(内訳)に加えて滞納処分庁ごとに110円(徴収職員への通知用)の郵便切手を追加してください。	
	不動産仮処分 (占有移転禁止)	4	4					2440円	※左記の郵便切手合計額は、債務者・債権者が各1名の場合です。 (内訳) ○1220円×債務者数(債務者用・目録の枚数による) ○1220円×債権者数(債権者(代理人)用・目録の枚数による) ※債務者又は債権者が1名増えるごとに、上記(内訳)に加えて1220円分(500円×2枚、110円×2枚)の郵便切手を予納してください。	
	動産仮差押え	4	4					2440円	※左記の郵便切手合計額は、債務者・債権者が各1名の場合です。 (内訳) ○1220円×債務者数(債務者用・目録の枚数による) ○1220円×債権者数(債権者(代理人)用・目録の枚数による) ※債務者又は債権者が1名増えるごとに、上記(内訳)に加えて1220円分(500円×2枚、110円×2枚)の郵便切手を予納してください。	
即決和解	即決和解		1					110円	※左記の郵便切手合計額は、相手方1名、相手方に送付する申立書副本及び期日呼出状等の重量が50グラムまでの場合です。 ※相手方に送付する上記の書類の重量が50gを超える場合は、180円の郵便切手を追加してください。 ※相手方が1名増えるごとに、110円(相手方に送付する上記の書類の重量が50gを超える場合は180円)の郵便切手を追加してください。	

カテゴリ	申立ての種類	郵便料								備 考
		郵便切手の場合							予納金 (お釣りのないように 御準備ください。)	
		500円	110円	100円	50円	20円	10円	郵便切手 合計額		
意思表示 の公示送達	意思表示の公示送達	2			2	4		1180円	2000円 (※郵送費用を現金・ 電子納付する場合。郵 便切手で納付する際 は、不要。)	※左記の郵便切手は、嘱託用書留料590円、返送用書留料590円として使用予定です。
公示催告	公示催告	4	2		4	8		2580円		※左記の郵便切手は、以下のとおり使用予定です。 ○590円×2(官報公告申込2回) ○590円×2(開始決定正本送付、除権決定正本送付) ○110円×1(保管金提出書送付用) ○110円×1(権利の届出等についての照会書送付用)です。